⑵　物件費
・賃金は、業務内容と必要性を十分検討の上、必要最小限の人員とすることで経費の削減を図る。
・旅費は、公用車使用の場合は支給しない。日当の廃止を継続するとともに、宿泊料は全道都市最低水準とする一方、研修に係るものなど真に必要な出張経費は確保を図るものとする。
・需用費は、物品等の集中管理を図るなど徹底した経費の削減に努める。
・委託料は、特殊な専門的技術・技能を要する事務事業など委託業務の内容とその必要性を十分勘案の上、徹底した経費の削減に努める。
・交際費を全廃する。
・備品購入費については、真に必要なものとする。
⑶　維持補修費
・各種公共施設や公営住宅等に要する維持補修費は、地域再生への取組に真に必要な額を確保するものとする。
・住民の利用が少ない公共施設の休廃止により、維持補修費の抑制を図る。
⑷　扶助費
・単独事業は、高齢者、子どもたち及び教育活動への給付以外は原則として実施しない。
⑸　補助費等
・各種補助金は、真に必要なものに限定し、経費の削減を図る。
⑹　投資的経費
・普通建設事業は地域再生への取組として真に必要な事業を実施する一方、事業費の抑制と効率的な執行に努め、経費の削減を図る。
⑺　公債費
・地域再生への取組として真に必要な事業を行いつつ、地方債の新規発行の抑制に努め、公債費負担の軽減を図ることとし、実質公債費比率の計画的な改善を進める。
⑻　他会計繰出金
・各事業会計への繰出金は、事業の経営改善、収入の適正化等の取組み状況を踏まえ、適正な額を措置する。
・診療所事業会計については、病院事業債や病院職員の退職手当債の償還に係る経費等について所要額の繰出しを行った上で、前述の償還が終了する平成28年度末をもって一般会計に統合する。
・市場事業会計については、指定管理者制度による公設卸売市場の管理委託を行っているが、民間への譲渡などを今後検討する。原則として市場会計への繰出しは行わない。
・公共下水道事業会計については、各年度において国の繰出基準に基づく繰出し、低所得者を対象とした負担軽減措置に係る繰出し及び収支の改善に努力してもなお解消できない単年度収支の不足額を補填する繰出しを行う。
・水道事業会計については、低所得者を対象とした負担軽減措置に係る繰出しのほか、原則として各年度において国の繰出基準による繰出しを行う。
・国民健康保険事業会計、介護保険事業会計及び後期高齢者医療事業会計については、それぞれ国の繰出基準による繰出しを行う。
⑼　その他
・水道事業については、老朽化した浄水場等の更新に当たって、その設計・施工、浄水場の運転管理及び送配水施設の維持管理に関してＰＦＩ事業を導入し、より効果的で安定的な事業運営を行う。

2　地方税その他の収入の増徴計画
・市税その他の収入の徴収に当たっては、課税客体及び課税標準の的確な把握に努め、課税の公平を期する。また、納期内の納税を促進し、徴収率の向上を図るため合理的な計画徴収に努める。
3　地方税その他の収入で滞納に係るものの徴収計画
・税や使用料等の滞納者に対しては、財産調査の推進や滞納処分の強化など法令に基づく厳正な処分を実施し、滞納分の整理を行う。
・市営住宅使用料については、高額滞納者対策を徹底するとともに、明渡し訴訟の実施など引き続き徴収強化を図る。
・水道及び下水道使用料については、給水停止予告や個別相談の実施などにより納入を促進する。
4　使用料及び手数料の額の変更、財産の処分その他の歳入の増加計画
・使用料は、それぞれ対応する経費との均衡を考慮して平成19年度に見直し、新設を行ったところであり、引き続き適正に措置する。基準額が定められている使用料は適正な額を徴収する。また、水道事業における浄水場施設の更新に当たり、公平な受益者負担の観点から現行水道使用料の見直しを行う。
・手数料は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の規定を踏まえるとともに、所要経費との関連を考慮して平成19年度に見直しを行ったところであり、引き続き適正に措置する。また、し尿処理場の施設建設にあわせ、公平な受益者負担の観点から現行手数料の見直しを行う。
※使用料・手数料引上げの内容
施設使用料：平成19年度から50％引き上げ
下水道使用料：平成19年度から2,440円／10㎥に引き上げ
各種交付・閲覧手数料：平成19年度から150～200円引き上げ
各種検診料：平成19年度から100～500円引き上げ
ごみ処理手数料：平成19年度新設（家庭系混合ごみ２円／㎏など）
し尿処理手数料：し尿処理施設の新設に併せ、平成27年度から従来の収集料に加え、新たに処理料を徴収
水道使用料：平成24年度から2,956円／10㎥に引き上げ
火葬場使用料：平成29年度から夕張市民以外の利用者に対して3,600円～16,000円引き上げ
・これまでもホテル・スキー場等の観光施設や不用な市有財産の売却などを進めてきたが、引き続き積極的な財産処分を進める。
・庁舎の空きスペースを貸し付けるなど、市有財産の有効活用を図る。
・公用車や公用封筒、ＨＰなどの広告募集により、収入確保を図る。
・市有施設のネーミングライツの販売を継続する。
・ふるさと寄付金控除（ふるさと納税）及び地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の積極的な推進を図り、増収に努める。
5　超過課税又は法定外普通税による地方税の増収計画
・市税については、平成29年度以降以下のとおりとする。
固定資産税　1.45％
軽自動車税　超過課税を行う他の市町村が課す税額を下回らないことを基準に設定
第5　歳入歳出年次総合計画（別紙様式）：別表１のとおり変更する
第6　再生振替特例債の各年度の償還額（別紙様式）：変更前に同じ
第7　各年度の健全化判断比率の見通し（別紙様式）：別表２のとおり変更する
第8　その他財政の再生に必要な事項：次のとおり変更する
・夕張市においては、財政再生計画達成に向けて、国や道からの支援・助言の下、引き続き歳入の確保と歳出の削減を図り、計画期間の短縮を目指すものとする。
・財政再建と地域の再生の両立を図り、財政再生計画終了後を見据えた市政運営に移行していくため、市民とともに作り上げた地方版総合戦略に記載された各種事業を本計画に盛り込んだところである。新たに実施が必要となった事業や、予期せぬ事案が発生した場合、実施年度の財政状況、国や道の支援、各種交付金の状況等を見極め、適切に計画変更を行うこととする。